

革新的情報通信技術プロジェクトワーキンググループの運営について

令和5年1月30日
技術戦略委員会主査決定

1 目的

情報通信研究開発基金の効果的・効率的な活用及び同基金により実施する研究開発プロジェクトの成果最大化等に資するため、必要な事項について調査等を行う。

2 主な調査内容

- (1) 情報通信研究開発基金により実施する研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）についての事業面からの適切な評価の在り方の検討
- (2) 個別のプロジェクトについての事業面からの進捗確認・助言等
- (3) その他、技術戦略委員会主査（以下「主査」という。）が必要と認める事項

3 構成及び運営

- (1) 革新的情報通信技術プロジェクトワーキンググループ（以下「本WG」という。）の構成は、別紙の通りとする。
- (2) 本WGの会議は、原則として公開とする。
- (3) 本WGの配布資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。
- (4) 本WGの会議、配布資料又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、その他主任が必要と認める場合は、非公開とする。
- (5) 主任は、本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主任不在時に本WGの開催が必要と判断された場合、主任は主任代理を指名し、主任代理が主任に代わって本WGを招集し、主宰することができる。
- (7) 主任は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (8) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。

4 守秘義務

- (1) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏洩し、又は窃用してはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (2) 本項(1)の規定に違反が認められた場合、主査は当該構成員を本WGから除名するものとする。
- (3) 本項(2)の規定に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合には、総務省はその経緯に関する情報を公開するものとする。

5 構成員の制限

構成員は、本WGへの参加期間中、プロジェクトの実施者（提案者を含む。以下同じ。）となることはできない。

また、構成員は、本WGへの参加期間後も、自らが進捗確認・助言等を行ったプロジェクトの実施者となることはできない。

6 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、構成員本人がプロジェクトの実施者の利害関係者に当たる場合、当該プロジェクトの進捗確認・助言等を原則として行うことはできない。ただし、事務局がその公平性を認める場合にはこの限りではない。
- (2) 構成員は、本項(1)の規定に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに事務局に報告しなければならない。
- (3) 本項(1)又は(2)の規定に違反が認められた場合、第4項(2)及び(3)に準じた措置を行うものとする。

7 利害関係者の範囲

- (1) プロジェクトの実施者と同一の組織（企業における同一の部署等、大学等における同一の学科、専攻及び研究室等）に属している者。
- (2) プロジェクトの実施者の案件に関わっている又は契約関係にある等、密接な関係を有する者。
- (3) プロジェクトの実施者と直接的な競争関係にある者。
- (4) プロジェクトの実施者の四親等内の血族、配偶者、配偶者であった者、四親等内の姻族及び同居の親族である者。
- (5) その他事務局が該当すると判断した者。

8 事務局

本WGの事務局は、総務省国際戦略局技術政策課において行う。

革新的情報通信技術プロジェクトワーキンググループの構成について

(敬称略・五十音順)

(構成員)

(主任) 森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授

長内 厚 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授

木村 亮示 ボストンコンサルティンググループ
マネージング・ディレクター／シニアパートナー

杉浦 孝明 株式会社三菱総合研究所 営業本部
インダストリー・マネージャー(通信・メディア)

立本 博文 筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授

平田 貞代 芝浦工業大学 大学院理工学研究科 准教授
東北大学大学院 工学研究科 技術社会システム専攻 特任准教授

(オブザーバ)

国立研究開発法人 情報通信研究機構 オープンイノベーション推進本部